

(改正後)	(改正前)
<p>【総論】</p> <p>Q 1. ～Q 3. (略)</p> <p>Q 4. 本整理手続は、ガイドラインにおける保証債務の整理の手続である「主たる債務と保証債務の一体整理を図る場合」、「保証債務のみを整理する場合」の双方に対応しているのでしょうか。</p> <p>A. <u>本手続は、ガイドライン第7項(2)イに規定する主たる債務と保証債務の一体整理を図る場合(以下、「一体型」といいます。)</u>とガイドライン第7項(2)ロに規定する保証債務のみを整理する場合(以下、「単独型」といいます。)<u>のいずれの場合にも対応する手順として定めるものであり、双方に対応しています(本手順前文参照)。</u></p> <p>【一体型】は、主たる債務の整理について協議会スキームが利用され、同スキームと並行して、保証債務の整理について本整理手続に準拠して保証債務の整理を行う場合です。</p> <p>【単独型】は、主たる債務の整理について法的債務整理手続若しくは協議会スキーム以外の準則型私的整理手続(ガイドライン第7項(1)ロ)における定義を参照)が利用され、保証債務の整理についてのみ本整理手続に準拠して保証債務の整理を行う場合、又は主たる債務の整理について協議会スキームが終了した後に、保証債務の整理についてのみ本整理手続に準拠して保証債務の整理を行う場合です。これには、主たる債務の整理手続が係属中の場合と、主たる債務の整理手続が既に終了している場合の二つの類型があります。</p>	<p>【総論】</p> <p>Q 1. ～Q 3. (略)</p> <p>Q 4. 本整理手続は、ガイドラインにおける保証債務の整理の手続である「主たる債務と保証債務の一体整理を図る場合」、「保証債務のみを整理する場合」の双方に対応しているのでしょうか。</p> <p>A. <u>ガイドラインでは、保証債務の整理の手続として、主たる債務と保証債務の一体整理を図る場合(ガイドライン第7項(2)イ))と保証債務のみを整理する場合(同ロ))が定められています。</u></p> <p><u>本整理手続は、主たる債務と保証債務の一体整理を図る場合(以下、「【一体型】」 といいます。)</u>と保証債務のみを整理する場合(以下、「【単独型】」 といいます。)<u>のいずれの場合にも対応するものであり、双方の場合において、実施部門が保証債務の整理を支援する際に準拠すべきものとして定めたものです。</u></p> <p>【一体型】は、主たる債務の整理について協議会スキームが利用され、同スキームと並行して、保証債務の整理について本整理手続に準拠して保証債務の整理を行う場合です。</p> <p>【単独型】は、主たる債務の整理について法的債務整理手続若しくは協議会スキーム以外の準則型私的整理手続(ガイドライン第7項(1)ロ)における定義を参照)が利用され、保証債務の整理についてのみ本整理手続に準拠して保証債務の整理を行う場合、又は主たる債務の整理について協議会スキームが終了した後に、保証債務の整理についてのみ本整理手続に準拠して保証債務の整理を行う場合です。これには、主たる債務の整理手続が係属中の場合と、主たる債務の整理手続が既に終了している場合の二つの類型があります。</p>

Q 5. ～Q 1 2. (略)

【各論】

(対象)

Q 1 3. 本整理手続が対象とする「保証人」は、どのような保証人ですか。

A. 【一体型】の場合は、主たる債務の整理が協議会スキームにより行われるため、対象となる主たる債務者は、協議会スキームの対象となる「対象企業」(すなわち「中小企業再生支援協議会事業実施基本要領6.(1)規定する要件を満たす中小企業者」)に限られます。したがって、対象企業の保証人であり、かつ、ガイドライン第7項(1)に規定する要件を満たす保証人が本整理手続の対象となります(本手順第4項.(1))。

【単独型】の場合は、主たる債務の整理が法的債務整理手続又は協議会スキーム以外の準則型私的整理手続により行われるため、ガイドライン第7項(1)に規定する要件を満たす保証人であれば本整理手続の対象となります。

Q 5. ～Q 1 2. (略)

【各論】

(対象)

Q 1 3. 本整理手続が対象とする「保証人」は、どのような保証人ですか。

A. 【一体型】の場合は、主たる債務の整理が協議会スキームにより行われるため、対象となる主たる債務者は、協議会スキームの対象となる「対象企業」(すなわち「中小企業再生支援協議会事業実施基本要領6.(1)規定する要件を満たす中小企業者」)に限られます。したがって、対象企業の保証人であり、かつ、ガイドライン第7項(1)に規定する要件を満たす保証人が本整理手続の対象となります(本手順第4項.(1))。

【単独型】の場合は、主たる債務の整理が法的債務整理手続又は協議会スキーム以外の準則型私的整理手続により行われるため、ガイドライン第7項(1)に規定する要件を満たす保証人であれば本整理手続の対象となります。

なお、ガイドライン第7項(1)が規定する要件は、以下のとおりです。

イ) (1) 保証契約の主たる債務者が中小企業(注1)であること

(2) 保証人が個人であり、主たる債務者である中小企業の経営者であること。

ただし、以下に定める特別の事情がある場合又はこれに準じる場合(注2)については、このガイドラインの適用対象に含める。

① 実質的な経営権を有している者、営業許可名義人又は経営者の配偶者(当該経営者と共に当該事業に従事する配偶者に限る。)が保証人となる場合

② 経営者の健康上の理由のため、事業承継予定者が保証人となる場合

(3) 主たる債務者及び保証人の双方が弁済について誠実であり、対象債権者の請求に応じ、それぞれの財産状況等(負債の状況を含む。)について適時適切に開示していること

(4) 主たる債務者及び保証人が反社会的勢力ではなく、そのおそれもないこ

と

ロ) 主たる債務者が破産手続、民事再生手続、会社更生手続若しくは特別清算手続（以下「法的債務整理手続」という。）の開始申立て又は利害関係のない中立かつ公正な第三者が関与する私的整理手続及びこれに準ずる手続（中小企業再生支援協議会による再生支援スキーム、事業再生ADR、私的整理ガイドライン、特定調停等をいう。以下「準則型私的整理手続」という。）の申立てをこのガイドラインの利用と同時に現に行い、又は、これらの手続が係属し、若しくは既に終結していること

ハ) 主たる債務者の資産及び債務並びに保証人の資産及び保証債務の状況を総合的に考慮して、主たる債務及び保証債務の破産手続による配当よりも多くの回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとっても経済的な合理性が期待できること

ニ) 保証人に破産法第252条第1項（第10号を除く。）に規定される免責不許可事由が生じておらず、そのおそれもないこと

（注1）ガイドラインにおいて、「中小企業・小規模事業者等」が「中小企業」と定義されています（ガイドライン「はじめに」）

（注2）ガイドラインでは、「このガイドラインは中小企業の経営者（及びこれに準ずる者）による保証を主たる対象としているが、財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられるリスク許容額を超える融資の依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者からそのような融資に対して積極的に保証の申し出があった場合等、いわゆる第三者による保証について除外するものではない。」とされています（ガイドライン脚注5）

Q14. 本整理手続が対象とする「保証人」には、第三者保証人も含まれますか。

A. 特別の事情がある場合又はこれに準じる場合については、第三者保証人も含まれます（ガイドライン3項（2））。

（新設）

「特別の事情がある場合」とは、実質的な経営権を有している者、営業許可名義人又は経営者の配偶者（当該経営者と共に当該事業に従事する配偶者に限る。）が保証人となる場合、経営者の健康上の理由のため、事業承継予定者が保証人となる場合とされています（ガイドライン3項（2））。

「これに準じる場合」とは、財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられるリスク許容額を超える融資の依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者からそのような融資に対して積極的に保証の申し出があった場合とされています（ガイドライン3項（2）、ガイドライン脚注5）。

Q15. 対象債権者とはどのような債権者のことをいうのでしょうか。

A. （略）

Q16. ガイドラインに定義される対象債権者に該当しない債権者（例えば保証債権を有するリース債権者や主たる債権を有するカードローン債権者など）がいる場合、これらの債権者を手続から除外して本整理手続を利用することはできますか。

A. ガイドラインは、ガイドラインが適用される対象債権者として、「中小企業に対する金融債権を有する金融機関等であって、現に経営者に対して保証債権を有するもの」と定義しています（ガイドライン1項）。したがって、例えば、保証債権を有するリース債権者や主たる債権を有するカードローン債権者など、ガイドラインに定義される対象債権者に該当しない債権者がいる場合であっても、当該債権者を手続から除外して本整理手続を利用することは可能です。ただし、当該債権者を除外して弁済計画を作成し弁済することが当該債権者との関係で偏頗的な弁済となるおそれや、当該債権者が保証人の残存資産から回収する場合には債権者間の衡平性を害するおそれ、当該債権者が残存することにより弁済計画の履行が困難となるおそれがないかに十分に留意する必

Q14. 対象債権者とはどのような債権者のことをいうのでしょうか。

A. （略）

Q15. 対象債権者に該当しない債権者がいる場合、本整理手続を利用することはできますか。

A. 対象債権者に該当しない債権者がいる場合であっても本整理手続の利用は可能です。ただし、当該債権者を除外して弁済計画を作成し弁済することが当該債権者との関係で偏頗的な弁済となるおそれや、当該債権者が保証人の残存資産から回収する場合には債権者間の衡平性を害するおそれがないかに十分に留意する必要があります（ガイドラインQ&A【各論】Q7-28参照）。

要があります（ガイドライン Q&A 【各論】 Q7-28 参照）。

Q 1 7. ガイドラインに定義される対象債権者に該当しない債権者（例えば保証債権を有するリース債権者や主たる債権を有するカードローン債権者など）がいる場合、これらの債権者を手続に含めて本整理手続を利用することはできますか。

A. ガイドラインでは、「弁済計画の履行に重大な影響を及ぼす恐れのある債権者については、対象債権者に含めることができるものとする。」（ガイドライン7項（3）④ロ）とされており、ガイドラインに定義される対象債権者に該当しない債権者を対象債権者に含めることを認めています。したがって、当該債権者を対象債権者に含めて本整理手続を利用することは可能です。ただし、弁済計画策定支援の決定にあたっては、当該債権が本整理手続において対象債権者に含まれることを了承していることが必要です。

（窓口相談）

Q 1 8. 窓口相談（第一次対応）にあたって用意する資料は何ですか。

A. 窓口相談で確認する事項は、以下のとおりとされています（本手順第3項②）。

- ・ 保証契約の概要

なお、ガイドラインでは、「残存資産からの回収等によって弁済計画の履行に重大な影響を及ぼす恐れのある債権者については、保証人の資産の処分・換価により得られた金銭の配分の際に対象債権者に含めることにより、当該債権者を含めた調整を行うことが可能です。」（ガイドライン Q&A 【各論】 Q7-28）とされており、対象債権者に該当しない当該債権者が対象債権者に含まれることを了承する場合には、対象債権者に含めることができます。

（新設）

（窓口相談）

Q 1 6. 窓口相談（第一次対応）にあたって用意する資料は何ですか。

A. 窓口相談で確認する事項は、以下のとおりとされています（本手順第3項②）。

- ・ 保証契約の概要

- ・ 主たる債務者の法的債務整理手続又は準則型私的整理手続における状況
- ・ 保証人の資産及び債務の状況
- ・ 主たる債務者の資産及び債務の状況
- ・ 保証人の破産法第252条第1項（第10号を除く。）に規定する免責不許可事由に関する状況
- ・ 取引金融機関との関係
- ・ 主たる債務者の窮境原因、経営責任の内容
- ・ 残存資産の範囲に関する意向
- ・ 弁済計画の方針

窓口相談では、これらの事項の確認に必要となる資料の持参を求めることがあります。例えば、保証契約書、主たる債務者に関する資料、主たる債務者の手続に関する資料、保証人の資産や債務の概要が分かる資料、残存資産に関する書類（例えば、不動産であれば、登記簿、固定資産税評価書等）といった資料が考えられます。支援専門家は、保証人におけるこれら資料の用意について支援を行うことが望ましいです。

Q 1 9. 支援専門家がない場合、保証人だけで相談できますか。

A. 窓口相談は、保証人及び支援専門家の連名の申し出により行うことが必要（本手順第3項①）ですが、支援専門家がない場合であっても、実施部門の統括責任者は、必要に応じて、支援専門家候補を紹介することができます。（本手順第3項①）。したがって、保証人から紹介依頼があり、統括責任者が必要と判断した場合には、支援専門家候補を紹介することが可能です。

- ・ 主たる債務者の法的債務整理手続又は準則型私的整理手続における状況
- ・ 保証人の資産及び債務の状況
- ・ 主たる債務者の資産及び債務の状況
- ・ 保証人の破産法第252条第1項（第10号を除く。）に規定する免責不許可事由に関する状況
- ・ 取引金融機関との関係
- ・ 主たる債務者の窮境原因、経営責任の内容
- ・ 残存資産の範囲に関する意向
- ・ 弁済計画の方針

窓口相談では、これらの事項の確認に必要となる資料を持参する必要があります。例えば、保証契約書、主たる債務者に関する資料、主たる債務者の手続に関する資料、保証人の資産や債務の概要が分かる資料、残存資産に関する書類（例えば、不動産であれば、登記簿、固定資産税評価書等）といった資料が考えられます。支援専門家は、保証人におけるこれら資料の用意について支援を行うことが望ましいです。

なお、【一体型】や協議会スキーム終結後の【単独型】では、実施部門が主たる債務に関する情報を保有していますので、主たる債務者に関する資料は適宜省略することが可能です。

Q 1 7. 支援専門家がない場合、保証人だけで相談できますか。

A. 窓口相談は、保証人及び支援専門家の連名の申し出により行うことが必要（本手順第3項①）ですが、支援専門家がない場合であっても、実施部門の統括責任者は、必要に応じて、支援専門家候補を紹介することができます。（本手順第3項①）。したがって、保証人から紹介依頼があり、統括責任者が必要と判断した場合には、支援専門家候補を紹介することが可能です。なお、統括責任者は、支援専門家の適性を有する統括責任者補佐を支援専門家候補として紹介することもできます。

Q 20. 主たる債務者の代理人が保証人の支援専門家として本整理手続を利用することは問題ありませんか。

A. (略)

(削除)

Q 18. 主たる債務者の代理人が保証人の支援専門家として本整理手続を利用することは問題ありませんか。

A. (略)

Q 19. 相談申込書（書式1）の記載に際し、どのような点に注意すべきですか。

A. 相談申込書の記載にあたって注意すべきことは以下のとおりです。

	チェック項目
1	【相談申込書の記載事項の確認】 <u>ガイドラインの趣旨を十分に理解した上での窓口相談であることを確認した。</u>
2	【相談申込書の記載事項の確認】 <u>保証人の相談内容が守秘義務により保護されるものであり、本事業の遂行のために経済産業省（各経済産業局等も含む。）、中小企業庁及び独立行政法人中小企業基盤整備機構に開示される以外に、保証人の承諾なく、その他の第三者に開示されないことを理解した。</u>
3	【相談申込書の記載事項の確認】 <u>ガイドライン第7項（3）③に基づき、主たる債務の整理手続の終結後に保証債務の整理を開始した場合には、終結前に開始した場合と比較して、残存資産の範囲が制限されることを理解するとともに、窓口相談や利用申請の結果、実施部門において保証債務の整理が開始できなかった場合又は弁済計画が不成立に終わった場合の一切の不利益は保証人の責任であることを確認した。</u>
4	【相談申込書の記入事項の確認】

所定の相談申込書に、日付を記載し、保証人の住所、氏名、支援専門家の住所、氏名を記載した。

Q 2 1. 相談申込書の「保証債務の整理が開始できなかった場合又は弁済計画が不成立に終わった場合の一切の不利益」とは具体的にどのような不利益でしょうか。

A. (略)

Q 2 2. 窓口相談（第一次対応）において、対象債権者の全部又は一部に対し意向を確認することができるかとされていますが、どの程度の確認がなされるのでしょうか。

A. (略)

Q 2 3. 本整理手続による保証債務の整理を検討することについて、免責不許可事由に該当する事実がある等の理由により破算手続を求めるなど、対象債権者から合理的な不同意事由が示された場合、どうなるのでしょうか。

A. (略)

(弁済計画策定支援の開始)

(削除)

Q 2 0. 相談申込書の「保証債務の整理が開始できなかった場合又は弁済計画が不成立に終わった場合の一切の不利益」とは具体的にどのような不利益でしょうか。

A. (略)

Q 2 1. 窓口相談（第一次対応）において、対象債権者の全部又は一部に対し意向を確認することができるかとされていますが、どの程度の確認がなされるのでしょうか。

A. (略)

Q 2 2. 本整理手続による保証債務の整理を検討することについて、免責不許可事由に該当する事実がある等の理由により破算手続を求めるなど、対象債権者から合理的な不同意事由が示された場合、どうなるのでしょうか。

A. (略)

(弁済計画策定支援の開始)

Q 2 3. 利用申請書の記載に際し、どのような点に注意すべきですか。

A. 利用申請書の記載にあたって注意すべきことは以下のとおりです。

<p>(削除)</p>	<p>チェック項目</p>
	<p>1 【利用申請書の記載事項の確認】</p> <p>保証人が、保証債務の整理について、本手順に従うとともに、ガイドラインに従った弁済計画案を策定することを確認した。</p>
	<p>2 【利用申請書の記入事項の確認】</p> <p>残存資産の範囲の意向について、「破産手続における自由財産及び担保提供資産を超える一定の財産について、保証債務の履行の対象とせずに保証人の手元に残すことを希望するか否か」をチェックした。</p> <p>また、残すことを希望する場合、残すことを希望する財産の内容を記載した。</p>
	<p>3 【利用申請書の記入事項の確認】</p> <p>別紙2を確認のうえ、「保証人に免責不許可事由が生じておらず、そのおそれもないこと」の有無をチェックした。</p> <p>また、免責不許可事由が生じている、又は生じるおそれがある場合、その内容を記載した。</p>
	<p>4 【利用申請書の記入事項の確認】</p> <p>所定の利用申請書に、日付を記載し、保証人の住所、氏名、支援専門家の住所、氏名を記載した。</p>
	<p>5 【別紙1「資産に関する状況」の記入事項の確認】</p> <p>保証人は、利用申請に近接する時点における保有する資産の内容を、別紙1「資産に関する状況」に正確に記載した。</p>
<p>Q 2 4. 免責不許可事由に該当する事実がある場合、本整理手続を利用できないのですか。</p> <p>A. (略)</p>	<p>Q 2 4. 「免責不許可事由」には、どのような事由が該当しますか。</p> <p>A. 破産手続における「免責不許可事由」は以下のとおりです。</p>

第1号	<p>詐害目的での財産の不利益処分（資産の隠匿、損壊、廉価売却等）</p> <p>例えば、保証人が妻などの親族に対して所有する自宅を廉価又は無償で譲渡する場合や生命保険の名義変更を廉価又は無償で行う場合等が本号に該当する可能性があります。</p>
第2号	<p>不当な債務負担行為（破産手続遅延目的による不利益債務負担行為等）</p> <p>例えば、著しく高金利の貸金業者から借入れをする場合（前段）や当初から処分の目的で信用取引により商品を購入し、直ちに低価格で売却・質入れする場合（後段）等が本号に該当する可能性があります。</p>
第3号	<p>不当な偏頗行為（非義務行為についての偏頗弁済等）</p> <p>例えば、一部の取引先に担保設定を行う場合や親族からの借入についてのみ弁済する場合等が本号に該当する可能性があります。</p>
第4号	<p>浪費、賭博その他射幸行為</p> <p>「浪費」とは、破産者の金銭の支払や財産の処分行為が、その用途、目的、動機、金額、時期等の点において、当該破産者の財産、収入、社会的地位、生活環境と対比して、社会的に許され得る範囲を逸脱することを意味するとされています。なお、破産手続においても、自動車・バイク、5年以内に20万円以上で購入した商品（貴金属、美術品、パソコン、着物等）等は、破産申立書への記載が求められるのが通常です。</p>
第5号	<p>「賭博その他の射幸行為」には、競馬やパチンコなどのギャンブルのほか、商品先物取引やFX取引等の投機行為も含まれます。</p> <p>第5号 詐術による信用取引（氏名・収入・他からの債務額等</p>

		<p>について事実と異なる申告をして借り入れたり、商品を購入したりしたこと等)</p> <p>例えば、虚偽の氏名や生年月日等を申告することにより債務者の同一性を偽った場合や債務負担状況や財産状況を積極的に偽った場合等が本号に該当する可能性があります。</p>
	第6号	<p>帳簿隠滅、偽造、変造行為（税務申告書の隠滅、偽造等）</p> <p>破産者の業務及び財産の状況に関する帳簿、書類その他物件一般について、これを隠滅し、偽造し、又は変造する行為を対象とするものとされています。</p>
	第7号	虚偽の債権者名簿提出行為
	第8号	裁判所に対する破産手続上の説明義務違反
	第9号	破産管財人等に対する不正な手段による職務妨害行為
	第11号	破産管財人に対する破産手続上の説明義務違反等
	<p>Q 2 5. 利用申請書に添付する別紙1「資産に関する状況」及び別紙2「負債に関する状況」とは別に、改めて表明保証書を提出する必要があるのでしょうか。</p>	<p>なお、第7～9号及び第11号はいずれも破産手続を前提とするものであり、本整理手続を利用しようとする保証人について第7～9号及び第11号に該当する事由が生じている、又は生じるおそれがあることは通常想定されません。</p>
<p>Q 2 5. 免責不許可事由に該当する事実がある場合、本整理手続を利用できないのですか。</p> <p>A. (略)</p>		
<p>Q 2 6. 利用申請書に添付する別紙1「資産に関する状況」に記載する内容は、保証人による資力に関する情報の開示の内容とは違うのでしょうか。</p>		

A. 別紙1「資産に関する状況」及び別紙2「負債に関する状況」は、統括責任者が、当該保証人について弁済計画策定支援（第二次対応）を開始するか否かを判断するための資料として提出されるものであり、保証人が対象債権者に対して行う資力に関する情報の開示とは異なります。

したがって、保証人は、弁済計画策定支援が開始された後、弁済計画案を提出するに際して、対象債権者に対して自らの資力に関する情報を開示し、開示した情報の内容の正確性について改めて表明保証書を提出し表明保証を行う必要があります（本手順第4項（4）①、②）。表明保証の方法については、Q38を参照ください。

Q26. 弁済計画策定支援（第二次対応）の開始にあたり、対象債権者の意向を確認するとされていますが、どの程度の確認がなされるのでしょうか。

A. （略）

Q27. 弁済計画策定支援（第二次対応）を行うことを決定したとき、どのように「返済猶予等の要請」が行われますか。

A. 弁済計画策定支援を行うことを決定した場合、原則として、主債務者、保証人、支援専門家及び実施部門の連名により、対象債権者に対し、返済猶予等の要請を行います。ただし、単独型の場合には、保証人、支援専門家及び実施部門の連名で足りる（本手順第4項（2）⑤）。

返済猶予等の要請を行うことにより、保証人がガイドラインに基づく保証債務の整理を対象債権者に申し出たこととなります。

なお、【一体型】の場合で、主たる債務に関する協議会スキームにおける再生計画策定支援（第二次対応）の開始と同時に本整理手続の弁済計画策定支援（第二次対応）を開始する場合には、主たる債務に関する返済猶予等の要請と保証

A. 別紙1「資産に関する状況」は、統括責任者が、当該保証人について弁済計画策定支援（第二次対応）を開始するか否かを判断するための資料として提出されるものであり、保証人が対象債権者に対して行う資力に関する情報の開示とは異なります。

したがって、保証人は、弁済計画策定支援が開始された後、弁済計画案を提出するに際して、対象債権者に対して自らの資力に関する情報を開示し、開示した情報の内容の正確性について表明保証を行う必要があります（本手順第4項（4）①、②）。

Q27. 弁済計画策定支援（第二次対応）の開始にあたり、対象債権者の意向を確認するとされていますが、どの程度の確認がなされるのでしょうか。

A. （略）

Q28. 弁済計画策定支援（第二次対応）を行うことを決定したとき、どのように「返済猶予等の要請」が行われますか。

A. 【一体型】、【単独型】のいずれの場合も、弁済計画策定支援を行うことを決定した場合、実施部門、保証人及び支援専門家の連名により、対象債権者に対し、返済猶予等の要請を行います（本手順第4項（2）⑤）。

返済猶予等の要請を行うことにより、保証人がガイドラインに基づく保証債務の整理を対象債権者に申し出たこととなります。

なお、【一体型】の場合で、主たる債務に関する協議会スキームにおける再生計画策定支援（第二次対応）の開始と同時に本整理手続の弁済計画策定支援（第二次対応）を開始する場合には、主たる債務に関する返済猶予等の要請と保証

債務に関する返済猶予等の要請を同時に行うことも可能です（本手順第4項（2）⑤）。

Q 2 8. 利用申請書を提出した後に弁済計画策定支援（第二次対応）が開始されない場合はあるのでしょうか。

A. （略）

（個別支援チームの編成）

Q 2 9. 個別支援チームはどのような立場に立つのですか。

A. （略）

Q 3 0. 個別支援チームのメンバーには、どのような専門家が参画するのですか。

A. 個別支援チームは、統括責任者や統括責任者補佐の他、外部専門家から構成されます。個別支援チームには、弁護士を一名含める必要があります。

Q 3 1. 【一体型】の場合に、主たる債務者の再生計画策定支援の個別支援チーム又はそのメンバーが、本整理手続における個別支援チーム又はそのメンバーを兼ねることはできますか。

A. （略）

債務に関する返済猶予等の要請を同時に行うことも可能です（本手順第4項（2）⑤）。

Q 2 9. 利用申請書を提出した後に弁済計画策定支援（第二次対応）が開始されない場合はあるのでしょうか。

A. （略）

（個別支援チームの編成）

Q 3 0. 個別支援チームはどのような立場に立つのですか。

A. （略）

Q 3 1. 個別支援チームのメンバーには、どのような専門家が参画するのですか。

A. 個別支援チームは、統括責任者や統括責任者補佐の他、外部専門家から構成されます。個別支援チームには、弁護士を一名含める必要があります。また、保証人の支援専門家となった統括責任者補佐は当該保証人に関する個別支援チームに参画することはできません（前掲。以上、本手順第4項（3）①）。

Q 3 2. 【一体型】の場合に、主たる債務者の再生計画策定支援の個別支援チーム又はそのメンバーが、本整理手続における個別支援チーム又はそのメンバーを兼ねることはできますか。

A. （略）

(弁済計画案の作成)

Q 3 2. 弁済計画案は誰が作成するのですか。

A. (略)

Q 3 3. 【一体型】の場合、弁済計画案は、再生計画案とは別に作成するのですか。

A. (略)

(弁済計画案の内容)

Q 3 4. 本整理手続において作成される弁済計画案の内容はどのようなものですか。

A. (略)

Q 3 5. 弁済計画案の作成にあたって、保証債務の履行基準(残存資産の範囲)、弁済計画の記載内容等は具体的にどのように記載すればよいですか。

A. (略)

Q 3 6. 資力に関する情報の開示及びその表明保証はどのようにすればよいでしょうか。

A. (略)

(弁済計画案の作成)

Q 3 3. 弁済計画案は誰が作成するのですか。

A. (略)

Q 3 4. 【一体型】の場合、弁済計画案は、再生計画案とは別に作成するのですか。

A. (略)

(弁済計画案の内容)

Q 3 5. 本整理手続において作成される弁済計画案の内容はどのようなものですか。

A. (略)

Q 3 6. 弁済計画案の作成にあたって、保証債務の履行基準(残存資産の範囲)、弁済計画の記載内容等は具体的にどのように記載すればよいですか。

A. (略)

Q 3 7. 資力に関する情報の開示及びその表明保証はどのようにすればよいでしょうか。

A. (略)

Q 3 7. 弁済計画策定支援（第二次対応）決定前に、支援専門家による一時停止等の要請が行われていた場合、財産評定及び表明保証の基準時（ガイドライン第7項（3）④イ）b）はいつですか。

A. 本手順において、財産評定及び表明保証の基準時は、原則として、弁済計画策定支援（第二次対応）決定日とします。ただし、弁済計画策定支援決定日以前に支援専門家による一時停止等の要請が、ガイドライン7項（3）①イ）ロ）に従って行われており、当該要請時点を財産評定及び表明保証の基準時とすることについて対象債権者の同意がある場合には、当該要請時点を財産評定及び表明保証の基準時として取り扱うこともできます。

Q 3 8. ～Q 4 7. （略）

Q 4 8. 弁済計画が成立した場合、信用情報登録機関における取扱いはどうなりますか。

A. 弁済計画が成立した時点又は分割弁済の場合においては弁済が完了した時点において、「債務履行完了」として登録し、信用情報登録機関には事故情報の登録は行われません（ガイドライン Q&A 【各論】 Q 8-5）。

【参考書式】

表明保証書

〇〇〇〇銀行 御中

（新設）

Q 3 8. ～Q 4 7. （略）

Q 4 8. 成立した場合、信用情報登録機関における取扱いはどうなりますか。

A. 弁済計画が成立した時点又は分割弁済の場合においては弁済が完了した時点において、「債務履行完了」として登録し、信用情報登録機関には事故情報の登録は行われません。

【参考書式】

資産に関する表明保証書

〇〇〇〇銀行 御中

写し：〇〇商工会議所

中小企業再生支援協議会事業 支援業務部門 御中

1. 私の資産は、令和 年 月 日現在、別紙資産目録記載のとおりであり、その余の資産を有しない旨を表明し保証します。
2. 私に、破産法第252条第1項（第10号を除く。）に規定される免責不許可事由が生じておらず、そのおそれもないことを表明し保証します。
3. 上記1.の表明に反して資産目録記載の資産以外に資産が発見された場合、又は上記2.の表明に反して免責不許可事由に該当する行為が見つかった場合、貴行に対し、貴行から免除を受けた保証債務額及び免除期間分の延滞利息も付した上で追加弁済することを約します。

令和 年 月 日

(保証人)

住所

氏名

㊞

[保証人名] による上記1.の表明保証が適正であることを確認しました。

令和 年 月 日

(支援専門家)

住所

氏名

㊞

資産目録

(別紙)

写し：〇〇商工会議所 (保証債務整理支援事業)

支援業務部門 御中

1. 私の資産は、平成 年 月 日現在、別紙資産目録記載のとおりであり、その余の資産を有しない旨を表明し保証します。
2. 私に、破産法第252条第1項（第10号を除く。）に規定される免責不許可事由が生じておらず、そのおそれもないことを表明し保証します。
3. 上記1.の表明に反して資産目録記載の資産以外に資産が発見された場合、又は上記2.の表明に反して免責不許可事由に該当する行為が見つかった場合、貴行に対し、貴行から免除を受けた保証債務額及び免除期間分の延滞利息も付した上で追加弁済することを約します。

平成 年 月 日

(保証人)

住所

氏名

㊞

[保証人名] による上記1.の表明保証が適正であることを確認しました。

平成 年 月 日

(支援専門家)

住所

氏名

㊞

資産目録

(別紙)

1. 現金 _____ 円

2. 預金

金融機関・支店名	口座の種類	口座番号	残高

3. 不動産

種別	所在地	地目/構造・規模	地積/床面積 (㎡)	備考 (借入状況、担保状況等)

4. 貸付金

相手方	金額	備考 (回収見込等)

5. 保険

保険会社名	証券番号	解約返戻金額	備考

6. 有価証券・ゴルフ会員権等

種類	数量	評価額	備考 (担保状況等)

1. 現金 _____ 円

2. 預金

金融機関・支店名	口座の種類	口座番号	残高

3. 不動産

種別	所在地	地目/構造・規模	地積/床面積 (㎡)	備考 (借入状況、担保状況等)

4. 貸付金

相手方	金額	備考 (回収見込等)

5. 保険

保険会社名	証券番号	解約返戻金額	備考

6. 有価証券・ゴルフ会員権等

種類	数量	評価額	備考 (担保状況等)

7. その他資産（貴金属、美術品等）				7. その他資産（貴金属、美術品等）			
品名	購入金額	備考（換価可能性等）		品名	購入金額	備考（換価可能性等）	
<p>※住宅、車両リース等担保付資産がある場合、担保資産の価値と被担保債務額を比較し、（余剰の）資産価値を試算した金額を備考欄に記載する。</p>							